The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	島原松平文庫蔵『南方紀伝』をめぐって : 『南方紀伝』仮名本先行説の再検討
Author(s)	勢田, 道生
Citation	詞林. 2007, 42, p. 73-86
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67573
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

島原松平文庫蔵『南方紀伝』をめぐって

――『南方紀伝』仮名本先行説の再検討――

勢田　道生

はじめに

『南方紀伝』は、『南朝記伝』・『南朝記』などとも題される史書で、元弘元（一三三一）年の元弘の変の勃発から長禄二（一四五八）年の南朝皇胤の断絶までを編年的に記すものである。その記述対象は、南朝及びその後裔＝後南朝の活動だけでなく、足利将軍家および有力守護大名の動向や、関東の動向にも及ぶが、年次比定などに誤りが散見し、史実として信をおくことはできない。しかし、同書の成立時期は元禄から宝永の頃と考えられており[1]、現存する伝本数も、『国書総目録』登載のものだけで七十本を超えることから、近世における南朝史享受を考える際に、軽視できないものということができる。

各伝本は真名本と仮名本に分けられ、安井久善氏は、真名本は仮名本を簡略化したものとされている[2]。これについては本稿で再検討する。真名本は『史籍集覧[3]』に、仮名本は『日本歴史文庫』に、それぞれ翻刻が収められている。

本稿で紹介する肥前嶋原松平文庫蔵本（以下、島原本とする）は真名本である。同本は、元禄十三（一七〇〇）年に没した松平忠房の蔵書印をもつことから、『南方紀伝』諸本中、屈指の古い写本と考えられるが、それだけでなく、島原本と史籍集覧本をはじめとする他の真名本[4]とには、内容に大きな相違があり、その中には、島原本が原初形態に近いと考えられる部分がある。更に、島原本は、仮名本と真名本との先後関係の問題についても解決の糸口を与える。よって、以下、島原本について、その特徴を紹介した上で、『南方紀伝』真名本と仮名本との先後関係を明らかにする。

一、島原本の概要

松平文庫に蔵される『南方紀伝』およびこれに類する題号をもつ本は、『南方紀伝』（一九―一〇）・『南朝記』（一九―一一）・『南方記』（一九―一二）の三本である。このうち『南朝記』については、田口寛氏により、上杉禅秀の乱についての叙述の部分が『応永禅秀記』と同文関係にあることが指摘さ

れており[5]、また、前半部分は『細川頼之記』[6]と同文関係にあるもので、『南方紀伝』とは内容が全く異なる。よって、本稿の考察対象とはしない。

問題とするのは、『南方紀伝』と『南方記』の二本である。まず、この二本の書誌を示す。

○『南方記』（一九―一二）

三冊。無地木賊色表紙。寸法、縦二七・二糎、横二〇・一糎。表紙左上に題簽、外題、第一冊「南方記　第一」、第二冊「南方記　第二」、第三冊「南方記　第三」。本文料紙は楮斐交漉、袋綴。内題なし。一面十行書き。和歌は一字下げ、一行書き。各冊墨付丁数、第一冊十七丁、第二冊九丁、第三冊十九丁。各冊首尾に遊紙各一丁。第一冊冒頭遊紙（裏）に貼紙、「南方紀傳〈公家一統〉[7]　校合畢」。第一冊第一丁表に「南方紀傳巻第一目録」、第二冊第一丁表に「南方記傳巻第二〈闕本〉目録」あり。各冊末尾に印記「尚舎源忠房」（青）・「文庫」（朱、陰刻）。

○『南方紀伝』（一九―一〇）

三冊。無地藍色表紙。寸法、縦二七・六糎、横二〇・三糎。表紙左上に題簽、外題、第一冊「南方記傳〈上／帝系〉」、第二冊「南方記傳〈中／南北合躰〉」、第三冊「南方記傳〈下／吉野断滅〉」。本文料紙は楮斐交漉、袋綴。第一冊冒頭に「南方帝系圖」あり。これに続き内題、「南方紀傳」（第一冊のみ）。一面十一行書き。和歌は原則一字下げ、一行書き。各冊墨付丁数、第一冊十四丁、第二冊二十四丁、第三冊二十丁。各冊首尾に遊紙各一丁。各冊末尾に印記「尚舎源忠房」（青）、「文庫」（朱・陰刻）。

右の二本の各冊が対象とする年代は、左の通りである。

		外題	対象年代
『南方記』三冊	①	南方記　第一	元弘元～興国元
	②	南方記　第二	興国二～興国五
	③	南方記　第三	興国七～正平二十一
『南方紀伝』三冊	①	南方記傳〈上／帝系〉	正平二十二～弘和二
	②	南方記傳〈中／南北合躰〉	弘和三～応永三十四
	③	南方記傳〈下／吉野断滅〉	正長元～長禄二

先にも触れたとおり、通常、『南方紀伝』は元弘元年から長禄二年を対象とする。一方、島原本『南方記』は正平二十一年までを、同『南方紀伝』は正平二十二年以後を対象としており、この二本の所収年代が相補的であることがわかる。

また、島原本『南方記』第一冊冒頭には、「南方紀傳巻第一目録」として、左のように記されている。

南方紀傳巻第一目録

第一巻公家一統

第二巻闕本

第三巻

第四巻

第五巻

ここから、島原本『南方記』が元来五巻構成であったことがわかる。一方、通常の『南方紀伝』も、元来は五巻構成であったと考えられ、[8]そのうち、巻二（興国二年～正平二十一年）は早くに失われたとされ、ここに「親房卿書簡裏書」・「関城書」・「宗良親王紀行」が補入された形になっている。この一般的な巻割[9]と、右の二本の各冊が対象とする年代を比較すると、次のようになる。なお、島原本『南方記』第三冊については後述する。

巻一→島原本『南方記』第一冊
巻二→島原本『南方記』第二冊
巻三→島原本『南方紀伝』第一冊
巻四→島原本『南方紀伝』第二冊
巻五→島原本『南方紀伝』第三冊

右のように、『南方紀伝』各巻の一般的な所収年代と、島原本『南方記』・『南方紀伝』各冊の所収年代とには、対応関係を認めることができる。よって、島原本『南方記』・『南方紀伝』の二本は、元来は一本であり、後に分割されたものと見るべきかもしれない。しかし、書誌的に見ると、この二本は表紙や一面行数に相違があり、元来は別々の本であったものが、結果的に（取り合わせのようなかたちで）相補的になったという可能性もある。

以上の問題については、十分な答えの用意がないが、右の二本と史籍集覧本とを比較すると、二本ともに注意すべき多くの相違を見出すことができる。よって、あくまで便宜上の措置としてではあるが、以下、本稿ではこの二本を併せ、島原本『南方紀伝』と称することにする。

二、島原本『南方記』第二冊・第三冊について

先にも触れたとおり、『南方紀伝』は元来五巻構成で、巻二の部分（興国二年～正平二十一年）を欠脱し、ここに「親房卿書簡裏書」・「関城書」・「宗良親王紀行」を補入した形になっている。この欠脱と補入については、本文中に注記（後掲）があり、これを額面通りにとるならば、巻二に当たる部分は後補されたものということになる。もっとも、欠脱以前の形態は知る由もなく、この部分の記事は、原初段階から存在しなかった可能性はある。しかし、いずれにせよ、巻二に相当する部分が他の部分とは異質であることは間違いない。

この部分は、島原本では『南方記』の第二冊と第三冊とにあたるのだが、史籍集覧本と島原本とには、以下のような大きな相違を認めることができる。

その第一は、島原本『南方記』には『関城書』が収められていないことである。

史籍集覧本では、巻二にあたる部分の冒頭に、「南方紀伝巻第二〈闕本〉目録」として、左のように記し、これに次いで、「親房卿書簡裏書」・「親房卿送二親朝一状」（＝『関城書』）・「宗良親王紀行」を配している。

南方紀伝巻第二〈闕本〉目録

親房卿書簡裏書〈自興国二年／至同五年〉

親房卿送二親朝一状

宗良親王紀行

一方、島原本『南方記』第二冊の冒頭の「南方記傳巻第二〈闕本〉目録」には、「親房卿送二親朝一状」の記載はなく、また、本文中にも『関城書』は収められていない。『関城書』を収めない島原本の形が『南方紀伝』の原形であるか否か、俄には断じがたいが、島原本が『関城書』を収めないという点は、注意するに値する。

また、仮名本では、「親房卿書簡裏書」に続いて『関城書』を配し、次に、巻二の欠脱と補入についての以下の注記を配する。[10]

南方紀伝第一巻は、元弘年中より、興国元年の治乱興亡、大概之を記す。第二巻は、興国二年庚辰より、貞治五年丙午迄、二十七年の間の一巻、共に全部五冊之を所持すといへども、先年故ありて、第二巻目紛失す。其後多年之を求めん事を思ひ、或は関東、鎌倉、奥州、或は京都、吉野、河州、摂州、[勢州、] 紀州、古寺旧跡、残らず尋ぬるといへども、いまだ之を見ず。漸く常陸の国に於て、親房卿の自筆にて、白川結城親朝へ送り給ふ書簡を見出す。其書の裏書に、興国三年より同五年の間、関東にて、宮方の合戦の事あり。則ち書二写之一畢。

これに対し、島原本『南方記』第二冊も「親房卿書簡裏書」と「宗良親王記行」との間に注記を収めるが、その内容は、仮名本とは大きく異なる。以下にこの部分の全文を示す。[11]

異本自親房卿送親朝状之日付二月十五日親房号関城書奥書云

南方記傳第一巻ハ、自二元弘年中到興國元治乱興亡畧記レ之、第二巻、自二興國二年至二貞治五年一、予全部五冊所レ持レ之、先年有レ事令二紛失一〈二巻也〉、惜哉一冊欠コト、其後多年憂而求レ之不レ得レ已、或ハ関東鎌倉及(ニ)興州、或ハ京洛及二吉野一、河州攝州勢州紀州、經歴シテ故山名跡一、不レ殘尋レ之、未レ能レ聞此ノ書一タモ矣、于爰頃年於常陸國ノ民間、昔年(ソノカミ)親房以テ自筆ヲ送二白河ノ親朝一書簡ノ案紙一巻、辛(カロウ)而求レ之、其書ノ裏書ニ、自二興國二年一及二同五年一、宮方ノ合戦悉ク記レ之、歓悦ノ餘、則書写之、此ノ中間ノ興ス久廢之基ヲ、雖レ然此ノ次猶不レ全コト。嘆息、

南方記第一云、閏七月廿五日、義良親王并一品親房入道顕信以下、卒(シ)二東軍一ヲ下向勢州、八月十七日解纜、同九月十一日於伊豆崎遇二大風一、親王顕信ノ船帰着二勢州一ニ、一品親房入道船ニ着ス常陸國内海一ニ云々、此年延元三年也、此書簡送白河親朝興国四年〈康永三年當〉、其ノ間暦應三年八月ニ在二常州作二職原鈔一ヲ献ス吉野一ニ、自二暦應三一至二康永三年一ニ七ケ年也、職原末ノ詞云、在二逆旅一ニ不畜一巻ノ文書一、毎レ事荒忽

恰も如レ盆云々、南方諸臣以テ吉野行宮ヲ謂ニ内裏一、況
親房不可謂逆旅一、此書於常州作所必矣、
此書中、故入道上野介朝臣深ク存ス忠貞一ハ結城宗朝入
道法名道忠也、竹園ハ一品親王宇津峯宮是也、贈一位
ハ顕家也、三位中将ハ顕信也、陸奥ノ伊達城主行朝ハ
伊達宮内少輔也、顕時朝臣ハ春日中将也、親房ノ兄
弟ノ持房ノ孫持定ノ息也、冷泉中納言ト云シ人ノ事也、

右の部分は、他の部分とは書風を異にする（但し、同筆か）。また、冒頭の「（異本）自親房卿送親朝状之日付二月十五日親房号（関城書）奥書云」は朱書。なお、仮名本の注記に見えない第二・第三段落の内容は、多く『関城書裏書』に依っている。[12]

問題は、右の部分と島原本が参照した「異本」との関係である。冒頭の朱書部分からは、異本による補記は冒頭の朱書部分のみと考えることもできるだろう。しかし、島原本の三段落に亘る注記は他の部分とは書風が異なり、また、朱書部分の「異本…奥書云」の指示対象は以下の注記部分と考えられることから、異本による補記はこの部分全体であるという可能性も否定できない。また、島原本が参照した異本には『関城書』が収められており、島原本は日付と署名の部分のみを補記したとも考えられるが、一方、異本にも『関城書』の日付と署名しか記されていなかった可能性もある。

右の問題については不明というよりないが、この部分が仮名本とは大きく異なるのは右に示した通りで、また、史籍集覧本その他の真名本に見えないこの注記が、同じく真名本である島原本に存在するという点は、『南方紀伝』の成立を考えるに当たって重要であると考える。

次に、島原本『南方記』第三冊の問題である。島原本『南方記』第三冊は、興国七年から正平二十一年の記事を収めるが、仮名本真名本とも、通常はこの年間の記事をもたない。

島原本『南方記』第一冊冒頭の「南方紀傳巻第一目録」（前掲）には「巻二闕本」とあり、更に第二冊冒頭にも「南方記傳巻第二〈闕本〉目録」とあることから、島原本も、その祖本のある段階で巻二（興国二年～正平二十一年）を欠失していたことが知られる。よって、島原本『南方記』第三冊は後補されたものと考えられる。

なお、島原本『南方記』第三冊の内容は、彰考館本『南方紀』と類似する。[13] 彰考館本『南方紀』は、興国七年から嘉慶二年に亘る四十三年間の記事を収めるもので、安井久善氏は、正平二十二年以後の部分はそれ以前の部分とは性質が異なることを指摘されている。[14]

彰考館本『南方紀』の正平二十一年までの部分と島原本『南方記』第三冊とを比較すると、島原本『南方記』第三冊の記事は、全て彰考館本『南方紀』に見え、一方、彰考館本『南方紀』には、島原本『南方記』第三冊に見えない記事がある。よって、彰考館本『南方紀』は、島原本『南方記』第三冊のような形をもとに増補したものと考えられる。

以上のように、島原本『南方記』第二冊・第三冊は、他本に比して大きな相違をもつ。その原因や前後関係には不明な点が多いが、注目すべき大きな相違ということができる。

三、史籍集覧本の問題点

これらの他にも、島原本と史籍集覧本とには、見落とすことのできない重要な相違がある。史籍集覧本には、島原本に見えない記事が多く存するのである。これらの記事は仮名本にも見えないことから、結論から言えば、史籍集覧本には記事の増補が施されていると考えられる。

例えば、史籍集覧本の正平二十四年条には、左のようにある。

三月十一日。南帝崩。〈四十三歳論後村上院奉レ納二如意輪寺一〉一宮住吉覚成親王。因二後醍醐遺勅一。存命中無二譲位一。亦不レ可レ有二法体一。不レ可レ用二先帝年号一。南帝太子熙成親王受禅。

史籍集覧本は、後村上天皇の崩御記事に続いて「一宮住吉覚成親王」（＝寛成＝長慶天皇）の名を記し、さらに「南帝太子熙成親王」（＝後亀山天皇）が受禅したとするが、文脈上、「一宮住吉覚成親王」という記載は不審である。一方、島原本及び仮名本に、「一宮住吉覚成親王」という記載はない。

また、史籍集覧本の文中元年条には、左の記事がある。

八月。南帝譲二位御弟一。住吉吉野没落。高野山入二玉川一御座。

右のように、史籍集覧本は、文中元年八月に南帝（長慶天皇）が弟（後亀山天皇）に譲位し、高野山の玉川に移ったとする[16]が、この記事も、島原本及び仮名本には見えない。

このように、史籍集覧本では、右の二箇所に長慶天皇の在位を示すような記事が見えるが、島原本および仮名本にそのような形跡は全く見られない。一方、史籍集覧本も島原本も、また仮名本も、ともに後村上天皇が崩御した正平二十四年条に「後亀山院」と掲出し[16]、これ以後、後亀山天皇の治世となることを明示していることから、『南方紀伝』は元来、南朝三代＝後醍醐・後村上・後亀山説を採用し、長慶天皇の在位は認めていなかったことがわかる。よって、長慶天皇の在位に関する史籍集覧本の右の記事は、増補されたものと考えられる。

また、史籍集覧本には左の記事がある。

楠木正成為二大将一。三善信連為二勅使一発向。下二知高野衆徒一。被レ抽二軍忠一。（建武元年）

十二月廿四日。備後国太田庄地頭左衛門尉三善資連。件本領奉レ寄二進高野山大塔一。（延元二年）

この記事も、島原本・仮名本ともに見えず、増補されたものと考えられる。右の記事は、『宝簡集』所収の左の文書に基づくものである[17]。

奉寄進

高野山大塔

一所　備後国太田庄山中郷地頭屋敷并田地陸町等事

右当郷地頭職者、曩祖康信法師〈法名善信〉建久年中、以鎌倉右大将家下文、令知行以来数代相伝之所職也、爰去建武元年、為紀州飯盛城凶徒追伐、亡父信連為勅使、楠木河内大夫判官正成相共発向之時、高野山衆徒殊被抽軍忠之間、信連依感存、以別儀、避進当郷地頭職於領家当山大塔訖、…件敷地并田地陸町等、限永代、一円重所奉寄附于大塔也、…仍為後、寄進状如件、

延元弐年十二月廿四日　左兵衛尉三善資連（花押）

高野山の文書が世に出たのは、延宝八（一六八〇）年に始まった水戸藩の調査以後と考えられる。[18] この記事が増補されたのは、延宝八年以後のことだろう。

また、史籍集覧本には左の記事がある。いずれも伊予河野氏関係の記事である。

河野対馬入道通治。以二南山和尚一降二尊氏一。本領安堵。（建武二年）

通治下二向与州一。

十一月六日。河野通直并両国寺（西園寺）竹林院殿。於二予州一為二細川頼之一生害。（天授五年）

四月十六日伊予河野通直子亀王丸赦免。賜二父遺跡一。（天授六年）

三月八日。重而伊予国賜二河野亀王丸一之由。細川頼之下二御教書一。（弘和元年）

三月十八日。防州竈戸関河野六郎通之奉レ参二向将軍一。（元中六年）

右の記事も、島原本および仮名本には見えない。いずれも『予章記』（群書類従本による）に見える内容であり、同書を参照して増補したものと考えられる。

右に示したものは相違のごく一部であり、この他にも、史籍集覧本には、島原本および仮名本に見えない記事が多く見られるが、以上により、史籍集覧本には記事が増補されていることが認められよう。

これらの他、島原本と史籍集覧本との双方に見える記事についても、互いに異なる内容を記す部分がある。数例を挙げると、延元二年の後村上の元服について、史籍集覧本は「加冠左大臣」とするが、島原本は「加冠親房卿」とし、[19] また、天授二年の後村上周忌供養の記事について、史籍集覧本は「九年忌」とするが、島原本は「七年忌」とする。[20] さらに、島原本には、延元元年条に「同（正月）廿七日同廿八日九日合戦、尊氏伯父母方兵庫助憲房以下、戦力尽、於二中御門京極祇陀林寺地蔵堂一自害、其子憲藤重行兄弟二人、於川原討死」という記事があるが、史籍集覧本では、点線部が「其子於二川原一討死」とされており、憲藤・重行の名は見えない。一方、史籍集覧本は、同年条に「三月十五日。於二信濃国一上杉憲藤。為二頭家一討死。兄弟共於二下野二階堂一顕行討死」と記すが、島原本にこの記事はない。[21]

これらの相違についても、仮名本の記載内容は島原本に一致する。史籍集覧本の記事に増補が施されていることは先述の通りであり、これを考え合わせると、史籍集覧本の記事には改訂が施されていると考えられる。

以上により、史籍集覧本には増補・改訂が多く施されており、元来の形とはかなり異なる内容になっているということができる。一方、島原本は史籍集覧本に比して原初形態に近い本文をもつといえる。

四、真名本と仮名本の先後

本稿冒頭でも触れたとおり、『南方紀伝』は大きく仮名本と真名本に分けられ、安井久善氏は、真名本は仮名本を改訂したものと推測されている。安井氏の論は改定史籍集覧本に基づくものだが、（改定）史籍集覧本と島原本とに大きな相違が認められる以上、仮名本と真名本との先後関係についても再考が必要であると考える。

本稿で注目するのは、真名本仮名本のそれぞれと、その典拠と考えられる『京都将軍家譜』との関係である。『京都将軍家譜』は林羅山の撰で、寛永十八（一六四一）年に成立、明暦四（一六五八）年に刊行された。

例えば、島原本『南方紀伝』の南朝文中二年・北朝応安六年条には、次のようにある。

夏、大明使僧来告曰、我王嘗三回聘使輸書於日本持明帝指後光厳、然悉阻於関西親王、而遂不得通、故今使臣後来、将軍驚怪之、

一方、『京都将軍家譜』は左の通り。[22]

夏、大明使僧来告曰、我王嘗三回聘レ使輸二書於日本持明帝一〈持明帝指二後光厳一也〉、然悉阻二於関西親王一、而遂不レ得レ通、故今使下二臣僧一復来上云云、将軍家驚怪之、

『南方紀伝』と『京都将軍家譜』とは、本文だけでなく、「日本持明帝」に付される注記の位置・内容まで酷似している。これに対し、仮名本は左のようになっている。

大明使僧来り告げて曰く、我王三度聘使をして、書を日本持明帝に奉る。然りといへども、悉く関西親王に隔てられ、終に通る事を得ず。今臣をして再び来らしむ。将軍之を聞きて驚き給ふ。

右のように、仮名本は真名本とほぼ同内容で、真名本を訓読した形になっているが、仮名本には「持明帝」に付される注記がない。『京都将軍家譜』と真名本の本文が酷似することから見ても、真名本の本文は、『京都将軍家譜』を直接参照して成ったものと考えられる。

また、島原本『南方紀伝』の南朝天授元年・北朝永和元年条には、次のようにある。

十一月、大嘗会、自二武家一被レ申沙汰〈四年以前、後円融即位、公家陵廃故延引、二条関白左大臣良基作記、良基与将軍相睦故相談公家事、〉

一方、『京都将軍家譜』の当該箇所は左の通り。

十一月、大嘗会、自レ武家被レ申レ沙二汰之一〈四年以前、後円融院即位、公家陵廃故延引、二条前関白良基公作レ記云々、良基与レ義満相睦、故相二談公家武家之事一〉、

ここでも本文はほとんど同じで、割注の位置・内容も酷似する。一方、仮名本の該当箇所は左のとおりで、真名本は直接『京都将軍家譜』に依っていると見るのが自然だろう。

冬十一月大嘗会、武家［より］之を申沙汰す。四年以前後円融院御即位。公家陵廃、此故に今に延引す。二条関白良基公記を作る。良基と将軍和睦故に、公家の事相［談］たり。

この他にも、『南方紀伝』真名本には、『京都将軍家譜』の本文をほとんどそのまま利用している部分が多く見られる。真名本の本文が『京都将軍家譜』と酷似する以上、真名本は仮名本に先行すると考えるべきではないだろうか。この問題について、以下には、安井氏が仮名本先行の例証とされる部分について検証する。

安井氏の論拠の第一は、真名本と仮名本とで記事の順序が異なることである。氏は、『南方紀伝』末尾の部分を例証として、「仮名本の如く、赤松家再興のことを述べ、それに関連して性存・政則父子のことに言及するのが自然であり、万里集九の頌詩のあとで、再び赤松家のことに言い及ぶのはやや不自然であると考えられる」とする。

この部分について、真名本と仮名本のそれぞれと、『京都将軍家譜』の本文とを、安井氏の付される見出しとともに対照して示したのが、次頁の表である。ただし、この部分については、島原本と史籍集覧本とに相違があることを指摘しなければならない。

まず、本文内容についてみると、島原本では、史籍集覧本の《2》の記事の末尾、「九月二日諸大名神璽入洛賀儀出仕有レ之。同十一月十九日。赤松二郎法師出仕」はなく、また、この直前に位置する「五歳号二一松丸一」となっている。仮名本と比較すると、島原本は仮名本の内容に近いことがわかる。

また、島原本では《2》の部分は細字書きになっており、この事件全体の補説の形になっていることも重要である。すなわち、島原本も、《2》の補説を除くと、《4》の記事を本文の最末尾に配する形になっているのである。安井氏は真名本の《1》〜《4》を全て同列の本文と見、「万里集九の頌詩のあとで、再び赤松家のことに言い及ぶのはやや不自然である」とされるが、この論は島原本には適用できない。

次に、『京都将軍家譜』との関係から検討する。

『南方紀伝』のこの部分が『京都将軍家譜』を下敷きにしていることは、左の本文を対照すれば理解されよう。そして、『京都将軍家譜』も、この部分の最末尾に《2》の記事を配しており、更に、《2》の部分を細字書きで記すのも、島原

仮名本	真名本（史籍集覧本）	京都将軍家譜
《1》赤松家の再興のこと 八月晦日、明徳の例に任せ、紫宸殿に納め奉る。依レ之将軍赤松一松丸を召出し元服させ、諱の一字を給はり、赤松次郎政則と号す。〈年五。〉赤松が家を再び起し、富樫入道安高が跡、加賀半国を給ふ。	**《1》赤松家の再興のこと** 八月晦日被レ渡二紫震殿一。〈明徳例〉於レ是将軍召二赤松政則一〈五歳賜諱一字〉赦レ之。再二興赤松家一賜二加賀半国一。〈富樫入道安高跡〉	**《1》赤松家の再興のこと** 於レ是将軍家召二赤松次郎政則一赦レ之、再興二其家一、賜二加賀半国一、
《2》赤松性存とその子政則のこと 政則は満祐が弟義雅が男、性存法師が子なり。性存法師は、嘉吉の乱の時、年九つなりしを、建仁寺天隠龍沢和尚、之を憐み、山中に隠し、死を免るゝ事を得。其後政則を出生して性存卒すとなり。	**《3》石見太郎、山名持豊に暗殺されること** 山名持豊赤松敵也。悪二石見所意一。憤レ之。密遣二家人一闇二打石見太郎一。	**《3》石見太郎、山名持豊に暗殺されること** 山名宗全憤レ之、密使下レ人殺中石見上、
《3》石見太郎、山名持豊に暗殺されること 山名持豊、赤松が敵たるにより、石見謀を廻らし、赤松が家を起す事を憤り、窃に家人を遣して、石見太郎を闇討にす。	**《4》万里集九の七言絶句** 叢林詩人万里。以レ詩献レ朝奉賀云。忽運二子房帷幄籌一。官軍奪レ璽叫二千秋一。今朝再入二吾王手一。風不レ鳴レ条四百州。	**《2》赤松性存とその子政則のこと** 〈満祐弟日レ義雅、々々生二性存一、々々嘉吉之乱僅九歳、僧天隠龍澤携レ之、匿二山中一、得レ免レ死、其後生二政則一而性存死、今茲政則五歳云々、〉
《4》万里集九の七言絶句 叢林詩人万里、詩を作り朝に献じ、神璽再び朝廷の御守とならせ給ふ事を賀し奉る。皆人万歳を唱ふ。 忽運二子房帷幄籌一　官軍奪レ璽呼二千秋一 今朝再入二吾王手一　風不レ鳴レ条四百州		
		《2》赤松性存とその子政則のこと 満祐子孫絶。満祐弟義雅子(性)姓存法師。嘉吉乱僅九歳也。建仁天隠奄(23)沢和尚憐レ之。匿二山中一得レ免レ死。其後性存生二政則一。後性存卒。今年政則。五歳号二二郎法師丸一。元服号二赤松二郎政則一。九月二日諸大名神璽入洛賀儀出仕有レ之。同十一月十九日。赤松二郎法師出仕。

本の表記形態に一致するのである。ここから考えて、島原本の本文は、仮名本を改変したのではなく、『京都将軍家譜』をもとに情報を追加したものと見るべきだろう。

このように見ると、島原本の記事の順序が「不自然」であるとは言えず、むしろ、典拠である『京都将軍家譜』の本文形態を色濃く残す島原本は、仮名本に先行するものと考えられるのである。

安井氏の論拠の第二は、仮名本と真名本とで記事の詳細さに相違があることである。氏は、「真名本の記述はきわめて簡素であり、ある所では相当な予備知識なしでは、事の真相を理解しがたい場合もある」とされる。その例証とされるのは左の記事である。安井氏の引用をそのまま示す。

まず真名本は左の通り。なお、この部分は島原本では細字書きになっている。

赤松満祐家人有石見太郎者、仕三条内大臣実量、而屢歓息赤松家絶云、赤松祖円心当代先祖尊氏互起請文之事、竝赤松父有感状事、其外忠功不勝計、三条内府見之憐之云、何以贖嘉吉逆罪否、

一方、仮名本は左の通りである。

赤松満祐家人石見太郎と云者、三条内大臣実量に宮つかへ朝夕のことくさにも、心さしを尽す故に、内府もあはれみを深くし給ふ。これにより石見太郎赤松か家の長く絶なん事を歎き、内府へうれい申やう、其いにしへ尊氏卿と円心たかひに取かはし給ふ起請文、又は赤松を父のことく思召すとある感状、其外たひ〳〵の忠功あけてかそふへからすとの証文共をみせ奉る。内府是をあはれみて、誠に子細有事にこそ、其上久しき家の絶なんもたしかたき事なから、嘉吉の逆罪をはいかにしてまぬかれ侍らんやとの給へは

仮名本の点線部は真名本に見えず、仮名本はたしかに「詳細」で、一方、真名本は「簡素」であるといえる。これに対し、『京都将軍家譜』には左のようにある。

赤松家人石見太郎左衛門尉、為二浪人一仕二三条内大臣実量一、而屢歎二赤松家絶一、実量憐レ之日、何以贖二嘉吉弑逆之罪一、

このように、『京都将軍家譜』の本文と真名本のそれとを比べると、ここでも、真名本の本文が『京都将軍家譜』を下敷きにしているのは明らかであり、『京都将軍家譜』は真名本よりも更に「簡素」である。よって、この部分についても、仮名本が「詳細」であるが故に真名本に先行するとは言えず、真名本は仮名本に先行するものと見るべきだろう。

以上のように、『京都将軍家譜』と、真名本・仮名本のそれぞれとの関係をみると、真名本の方が、典拠である『京都将軍家譜』に近い本文を有することがわかる。よって、真名本は仮名本に先行すると考えられる。

おわりに

以上のように、島原本と史籍集覧本とには、注目すべき多くの相違がある。史籍集覧本には増補が施されており、島原本は史籍集覧本に比し原初形態に近い伝本であるといえよう。また、真名本と仮名本との先後関係について、島原本と仮名本とを比較すると、島原本は典拠である『京都将軍家譜』の本文を色濃く残すことから、島原本は仮名本よりも原型に近いと考えられる。

『南方紀伝』真名本と仮名本の成立時期や、『南方紀伝』と類似する内容をもつ『桜雲記』との関係など、更に追究すべき問題は多いが、現在のところ、島原本は、『南方紀伝』のうち、比較的原型に近く、信を置くべき本であると考える。

注

(1)安井久善「桜雲記と南方紀伝」(『語文』(日大) 七〇、昭和六三年三月)。

(2)安井久善「「南方紀伝」の文学性」(『語文』(日大) 四一、昭和五一年七月)。以下、仮名本と真名本との関係についての安井氏の論は、すべてこれによる。

(3)『改定史籍集覧』所収本は『史籍集覧』所収本とほぼ同文だが、校訂または誤植によると思われる相違は散見する。

(4)現在までに管見に触れた『南方紀伝』三十九本のうち、真名本は、島原本のほか、水府明徳会彰考館蔵本(国文学研究資料館蔵紙焼写真による)、国立公文書館内閣文庫蔵本(二一〇—八、明治七年写)、東京大学史料編纂所蔵本(二〇四〇・四—一二三、東京大学史料編纂所ホームページに公開される画像による)の三本。いずれも史籍集覧本と同様の特徴(後述)をもつが、相違する部分もある。また、東大史料編纂所本は一八八七年謄写、原蔵者未詳とされる(同ホームページ)が、本文の内容や書式は彰考館本に酷似する。なお、以下、島原本を除く真名本は史籍集覧本によって代表せしめ、必要に応じ、東大史料編纂所本により校異を付す。

(5)田口寛「『禅秀記』をめぐる二つの環境—浅羽成儀と『富麓記』と—」(『古代中世文学論考』一六、新典社、平成一七年一一月)。なお、『応永禅秀記』は未見。

(6)『軍記物語研究叢書第六巻』(クレス出版、平成一七年)所収聖藩文庫本による。

(7)以下、細字による二行書きの部分(割注・角書等)は〈 〉により示し、必要に応じ、改行箇所を/により示す。

(8)巻二の欠脱についての注記(後述)から、『南方紀伝』は元来五冊構成であったことが知られる。

(9)現存諸本は必ずしも五巻五冊構成ではないが、諸本の内部は概ね決まった位置で区切られており、以下に示す各巻の所収年代が元来の構成とみられる。

(10)以下、仮名本の引用は日本歴史文庫本により、必要に応じ、宮内庁書陵部蔵本(二五六—九四)により校訂を施す。校訂箇所は「 」により示す。なお、史籍集覧本には、この注記にあたるものは、ない。

(11)引用に際し、適宜読点を施し、合字「コト」・「シテ」は開いて

示す。

(12)『関城書裏書』(『新校群書類従』第十九巻)には左のようにある。

延元三年閏七月廿五日。義良親王并一品入道親房顕信卿以下。率東軍下向勢州。八月十七日解纜。同九月十一日於伊豆崎遇大風。親王顕信卿船着勢州。一品親房入道船。着常陸国内海云々。其後居住常州奥州間。此書送白河結城親朝。興国四年〈康永三年。〉当也。此書中故入道上野介朝臣。深存忠貞。結城宗朝入道法名道忠也。

竹園一品親王ハ。宇津峯宮是也。贈正一位ハ顕家也。三位中将ハ顕信也。行朝ハ伊達宮内少輔也。顕時朝臣ハ。春日ノ中将也。親房ノ兄弟持房。孫持定ノ息也。後号冷泉中納言。

(13)国文学研究資料館蔵紙焼写真により閲覧。

(14)安井久善「彰考館本『南方紀』をめぐって」(『商学集志　人文科学編』一九―三、昭和六三年三月)。

(15)この記事に類似した内容を記すのは、『大日本史』である。巻七十一・長慶天皇紀・文中二年条には左のようにあり、典拠として『花営三代記』・『古本帝王系図』・『諸門跡譜』を挙げる。

秋八月二日辛未、天皇譲位於皇太弟、遜吉野、〈花営三代記〉徒御玉川宮、〈古本帝王系図、諸門跡譜〉称曰太上天皇、　(大日本雄弁会本)

なお、長慶天皇が文中二年に譲位したとする説については、八代国治『長慶天皇御即位の研究』(明治書院、大正九年。昭和二年刊の改版による)第六章「文中二年御譲位説の誤謬」参照。

(16)後村上天皇の崩御は、正しくは正平二十三年。なお、改定史籍集覧本は正平二十三年条の末尾に「後亀山院」の名を記すが、本来は翌年条の冒頭にあったものである。

(17)大日本古文書家わけ『高野山文書之一』「宝簡集」三三「三善資連備後国太田庄山中郷寄進状」。

(18)久保田収『近世史学史論考』(皇学館大学出版部、昭和四三年)第三章―三「高野山における歴史研究」。なお、この文書は、水戸藩による調査の成果を記した『南行雑録』(国立国会図書館蔵本による)にも収められている。

(19)『神皇正統記』は「加冠左のオトヾナリ」とする(日本古典文学大系本による)。「加冠親房卿」とする説の典拠、未詳。なお、以下、島原本『南方紀伝』の引用は、字体を通行の字体に改め、振仮名・送仮名は略す。

(20)史実は九回忌。『南方紀伝』は後村上天皇の崩御を正平二十四(一三六九)年とするため、天授二(一三七六)年の忌日は崩後満七年になる。

(21)『上杉系図大概』は、建武三年(五年＝暦応元年の誤)三月十五日に、憲藤・重行兄弟が摂津国渡部で討死したとし、また、『鎌倉大草紙』は、暦応元年三月十五日に憲藤が信濃国で討死したとする(『大日本史料』暦応元年三月八日条)。史籍集覧本の記事はこれらに依ると思われる。一方、島原本と同様の説を記すものに、『桜雲記』(古典文庫本による)および『本朝通鑑』(国書刊行会本による)がある。平田俊春氏は、『桜雲記』の成立は『南方紀伝』よりも先であり、また、『南方紀伝』には『本朝通鑑』に依拠する部分があるとされており(『神皇正統記の基礎的研究』(雄山閣出版、昭和五四年)第五篇第三章「神皇正統記著作の対象と目的―学説の展開とその批判―」)、安井久善氏もこれを肯定される(前注1論文など)。そうであるならば、島原本の

説は、『桜雲記』または『本朝通鑑』によるものと考えられるが、平田氏の論は例証が不十分であり、また、青木晃氏は、『南方紀伝』において補入されていた同書巻二の部分が、『桜雲記』では自然な記事の流れに組みこまれていることから、『桜雲記』は『南方紀伝』の後に成ったものかもしれないとされており（古典遺産の会編『室町軍記総覧』（明治書院、昭和六〇年）「桜雲記」項）、この三書の先後関係・依拠関係については、再検討の余地があると考える。

(22)『京都将軍家譜』は大阪府立中之島図書館石崎文庫蔵本による。なお、引用にあたって、振仮名及び送仮名を省略した。

(23)東大史料編纂所本は「龍」に「奄歟」と傍記する。

[付記] 貴重な典籍について、紹介のお許しをいただきました島原市教育委員会をはじめ、閲覧に便宜を賜りました各所蔵機関にあつく御礼申し上げます。

（せた・みちお　本学大学院博士後期課程）